

## 令和8年度

### 市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業委託 プロポーザル募集要項

市民協働を促進するための担い手育成や中間支援の強化を目的とした人材育成に向けて、市民活動団体と市双方の得意分野を生かし、協働事業として市が委託します。

この委託事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式に基づき、提案を行った者から最もふさわしいと判断された委託候補者を選定します。

#### 【今年度からの変更点】

長期的な事業の実施に向けて実施期間をより確保するため、1テーマ分を新たに2年間で取り組むことができる枠に切り替えます。また、物価の上昇に伴い上限金額の引き上げを行いました。

#### 1. プロポーザル企画提案内容

- (1) 名称 市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業
- (2) 対象地域 四日市市
- (3) 内容 「委託業務概要」のとおり
- (4) 募集団体数 4団体（「委託業務概要」に示す（1）～（4）につき各1団体）
- (5) 事業委託料上限金額
  - 「2. 委託業務概要」（1）～（3）のテーマ  
1団体 600,000円（消費税を含む）
  - 「2. 委託業務概要」（4）のテーマ  
1団体 1,200,000円（各年 600,000円）（消費税を含む）

#### 2. 委託業務概要

1団体につき、次の（1）～（4）の内容のいずれか1つの委託業務を実施する。

##### 【単年度枠：各テーマ1団体】

###### (1) 市民協働によるまちづくりへの参画促進

次世代の市民協働を担う子どもや若者、また市民協働に関わったことのない市民が協働による地域づくりの実践に関わることができる場を設ける。

###### (2) 市民活動団体の活性化に向けた支援

市民活動団体の活動の活性化に向けて、各団体の課題・ニーズに合わせた支援につながる場を提供する。

###### (3) 多様な主体によるネットワークの形成

地域課題の解決を目的として、市民活動団体が他の市民活動団体や事業者等とネットワークを形成する取り組みの促進を図る。

##### 【2年間枠：1団体】

###### (4) (1)～(3)からテーマを1つ選択（事業期間：2年間）

### **3. 参加資格**

公共の利益を目的とし、自主的に活動する団体であって、四日市市市民協働促進条例（平成 26 年 12 月 22 日四日市市条例第 43 号）及び同規則（平成 27 年 3 月 24 日四日市市規則第 12 号）の規定に基づき、市に届け出た市民活動団体とします。

※参加意向のある市民活動団体で、まだ届出が済んでいない団体は、参加意向申出書提出時に届け出てください。

[市民活動団体として市に届出ができる団体の要件]

- (1) 事務所等の所在地が市内にあり、かつ、市内で活動していること。
- (2) 規約、会則等で公益を目的とする旨を規定していること。
- (3) 構成員のうち市民等が 5 人以上であること。
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とするものでないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する事業を行うものでないこと。
- (7) 法令、条例等に違反する事業を行うものでないこと。
- (8) 暴力団等反社会的活動と関係するものでないこと。

### **4. 業務委託期間**

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで  
(2 年間枠のテーマについては令和 10 年 3 月 31 日まで)

### **5. 提出を求める企画提案書の内容**

#### **(1) 企画提案書**

「1. プロポーザル企画提案内容」及び「2. 委託業務概要」を参考に、貴団体が 4 つの委託事業内容のうちの 1 つを実施するにあたっての企画提案書を、目次及び附属書類を除き A4 版 3 ~ 5 ページ程度にまとめ、6 部提出してください。体裁はホッチキス 2 箇所留め（製本不要）とし、企画提案書は 1 団体 1 案とし、企画提案書末尾には、連絡先として担当者の名前・E メールアドレス及び電話番号を記載してください。

#### **(2) 企画提案書附属書類**

企画提案書には、次の書類を添付してください。また、2 年間枠で提案する団体は、企画提案書及び③について、それぞれの年度に何を行うか分かるように記載してください。

- ① 団体概要（リーフレットなどでも可）
- ② 本事業の実施体制・・・総括責任者・実務担当者についての経歴（名前、団体での役職、市民活動実績、その他特筆すべき事項）を記載
- ③ 事業委託に係る費用の参考積算内訳（消費税抜き）

※事業委託に係る費用の例

講師謝金、会場使用料、消耗品費、備品レンタル料 等

## **6. 提出期限等**

### (1) プロポーザル参加意向申出書の提出期限

プロポーザル参加意向申出書は、令和8年2月4日（水）までに、直接持込（土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は、郵便（書留郵便とし、上記日時までに必着）で提出して下さい。なお、参加資格の結果については、令和8年2月9日（月）までに結果を通知します。

### (2) 質問の提出期限

市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業委託について、質問事項等がある場合は、令和8年2月4日（水）までに、Eメールにて問い合わせしてください。受信した全ての質問に対する回答を、全参加者に対し令和8年2月9日（月）までにEメールで送信します。

### (3) 企画提案書の提出期限

企画提案書は、令和8年2月25日（水）までに、直接持込（土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）または、郵便（書留郵便とし、上記日時までに必着）で提出してください。提出後の企画提案書の追加及び修正は原則認めません。

### (4) 提出先・問い合わせ先

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号  
四日市市 市民生活部 市民協働安全課  
TEL 059-354-8179 FAX 059-354-8316  
E-mail : [shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp)

## **7. プrezentationの実施**

提出された企画提案書を対象に、企画提案にかかるプレゼンテーションを次のとおり実施します。

### (1) プrezentationの日程等（※詳細については応募者個別に通知します。）

- ① 令和8年3月10日（火）に1団体20分程度で実施  
(説明10分間、質疑応答10分間)
- ② プrezentationの順は、市が決定します

### (2) その他

プロジェクタの使用を希望する団体は、事前にその旨を申し出てください。

## **8. 審査**

審査にあたっては、市民活動団体の企画内容を重視して厳正かつ公正に団体を選定する必要があるため、「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業委託プロポーザル審査委員会」を設置し、同委員会において次の各項目について総合的に企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、最も得点の高い団体を優先

交渉権者とします。ただし、得点の最低基準については同審査会において別に定めます。

- (1) 地域性…全市的な観点から、地域課題の解決につながる提案となっているか。
- (2) 目的適合性…市民協働促進計画の理念に適合した事業となっているか。
- (3) 協働の必要性や可能性…協働することにより、団体又は市が単独で行うより質の高い市民サービスを提供できるか。市と実施団体の役割分担が明確になっているか。
- (4) 実現性…収支予算や経費が適切に配分されているか。現実的な成果目標を掲げているか。目標の設定やスケジュール等、具体性のある事業計画であるか。
- (5) 創造性…新しいアイデア、独自の創意工夫があるか。
- (6) 知識、技術…事業実施に必要な知識・技術を生かした実績が認められるか。
- (7) 実施体制…事業遂行が滞りなく実施できる体制がとられているか。

## 9. 日程（予定）

令和8年1月 13日（火）	募集要項のホームページ掲載、配布
2月 4日（水）	参加意向申出書及び質疑の提出期限
2月 9日（月）	参加資格審査結果通知及び質疑の回答
2月 25日（水）	企画提案書の提出
3月 10日（火）	プレゼンテーション、審査
3月 17日（火）	審査結果公表
公表後、速やかに打合せを実施し、契約締結を行います	

## 10. 情報公開及び提供

ホームページに公募情報及び審査結果等を掲載します。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とします。

## 11. その他

- (1) 企画提案書の作成に伴う費用及びプレゼンテーション出席に伴う費用は参加団体の負担とします。
- (2) 提出後の企画提案書及び附属書類は返還しません。なお、資料等の著作権・知的財産所有権等は参加団体に帰すものとします。
- (3) 審査結果については、令和8年3月17日（火）に参加団体へ通知し、公表します。